



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2015年12月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. ドイツ連邦税務裁判所がインボイスに記載する住所についての判断を示す

2015年7月22日に、ドイツ連邦税務裁判所(BFH)は、単に私書箱の住所をインボイスに表記しただけでは、ドイツVAT(Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)法の要件に合致せず、サプライヤーの私書箱の住所だけが記載されたインボイスによってはInput VATの控除が認められないとの判決を下した。

これによると、ドイツ連邦税務裁判所は、サプライヤーが実際にビジネスを行っている住所がインボイスに記載されていなければならないことを明らかにした。また、判決では、受領者の住所についても同様に当該ルールが適用されることも示された。

ドイツ税務当局は現在のところ、私書箱の住所のみ記載されたインボイスを容認しており、税務当局が、今回のドイツ連邦税務裁判所の決定に従うかどうかについては不透明である。

しかしながら、Input VATの控除が否認される潜在的なリスクを避けるためには、企業はインボイスに記載する住所として私書箱の住所のみとするのは避けるべきであると考えられる。

2. 株式譲渡益に係る資本参加免税の最低持株保有要件は導入されない見込み

ドイツ新投資法の当初のドラフトに反し、新しいドラフトにおいては、株式譲渡益の95%を免税とするための10%の最低持株保有要件を含めない見通しである。

株式譲渡益の資本参加免税に関して、最低持株保有要件を導入することは、たびたびドイツ政府のアジェンダとなっている。同様の資本参加免税が2013年2月28日後の配当には導入されていることから、ドイツ税務当局は、株式譲渡益の資本参加免税に対しても拡大することを支持している。政府は、もともと投資税制の広範な改定の一部として当該最低持株保有要件を導入することを公表していた。

ただし、当該変更に対して政治的な抵抗があることから、新投資法の次のドラフトにおいては、最低持株保有要件については、含まれない見込みであることが明らかになった。このため、当該取扱いは、政治レベルでの協議によることとなると予想される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“を超える人材は、メンバーファームのネットワークを通じ、デロイトを自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"または"メンバーファームはそれぞれ)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。